

那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業

P F I 事業費の算定及び支払方法に関する質問及び回答（第2回）

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
1	1	1		①	ア		施設費	施設整備期間中の保険料は施設費に含めてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
2	1	1					PFI事業費の構成	その他の費用にてSPCの運営費をまかなうとの記述ですが、SPC運営費の一部を施設整備費の提案スプレッドにて一部回収することは可能でしょうか。	可能ですが、適正な水準であること、及びその設定根拠等を様式6-9等に記載ください。
3	2	3					PFI事業費の算定方法及び支払方法	「対価をそれぞれのサービスの提供期間にわたり平準化して支払う」とありますが、施設整備費が元金均等のため、元利合計では平準化払いとならず、維持管理費も新本館への切替完了前は平準化払いとならないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 「……提供期間にわたり平準化して支払う。」を「……提供期間にわたり支払う。」に修正します。
4	2	3	(1)	①			施設整備費	施設費は事業期間終了まで均等に分割して支払うとのことですが、割賦支払は元金均等であり、元本は各回同額ですが、元本+金利は各支払にて異なる金額となるとの理解で宜しいでしょうか。解体撤去についても同様との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	2	3	(1)	①	ア		施設費(割賦元本)	割賦元本には「現場管理業務」に係る経費が含まれており、同業務は引渡後～供用開始日までの維持管理業務に相当する業務と認識しておりますが、現場管理業務費が含まれる割賦元本は引渡日前に確定しているため、同業務についてはモニタリングおよび対価の減額の対象とならないとの理解でよろしいでしょうか。	施設の引渡後から供用開始日までの維持管理業務に相当する「現場管理業務」は、直轄工事との調整及び準備期間としての位置付けとしており、その対価は減額措置の対象外としています。 ただし、当期間中においてもモニタリングは実施してください。なお、悪質な業務不履行については、資料-7に定める改善勧告の対象とし、供用開始後の業務不履行に対する減額措置における再発回数に加算する場合があります。
6	2	3	(1)	①	イ		割賦手数料	利ざや(スプレッド)には、金融機関と定めたスプレッドに、事業者の利益を上乗せすることは可能でしょうか。	No2の回答を参照ください。
7	2	3	(1)	①	イ		割賦手数料	施設整備費及び解体撤去費は元金均等払いとなっていますので、当然国からの支払いは平準化されないという理解でよろしいでしょうか。	No4の質問及び回答を参照ください。
8	2	3	(1)	③			維持管理業務費	「維持管理業務費は、共用開始日から事業期間の終了日までの事業期間中に生じる維持管理業務の総額とする」とありますが、実施には引渡日の翌日から共用開始日の間にも維持管理業務が発生することから、「引渡日の翌日から事業期間の終了日まで」となるとの理解で宜しいでしょうか。	施設の引渡日の翌日から供用開始日の間の維持管理業務は、「現場管理業務」とし、その費用を施設費(割賦元本)に加えてください。
9	3	3	(2)	①	イ		割賦手数料	「表2」において、割賦手数料の基準金利の基準日が算定開始日より10ヶ月早く設定されておりますが、その根拠をご教示ください。	国の予算編成上のスケジュールと整合をとる必要があるためです。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
10	3	3	(2)	①	イ		割賦手数料	表2の基準金利の設定に基づく、現時点から7年先、12年先に金利の見直しが行われることになり、事業者として固定金利による調達が困難となる可能性があります。基準日を第一回のみの設定として、金利の見直しを行わないこととして頂けませんでしょうか。 他の国の事業では、本事業より長期間の事業でも金利の見直しを行わない例がありますが、本事業で金利の見直しを行う理由をご教示頂けないでしょうか。	基準金利の見直しは、事業期間を通じた固定金利とするケースと5年ごとの見直しを行うケースについてを比較検討した結果であり、原文のとおりとします。
11	3	3	(2)	①	イ		割賦手数料	割賦手数料の金利計算の起算日は、引渡日の翌日との理解でよろしいでしょうか。 その場合、引渡日翌日～供用開始前の平成21年3月31日までの金利は、第1回目の割賦手数料に含まれるとの理解でよろしいのでしょうか。	供用開始前の平成21年3月31日までの利息は、全て建中金利として割賦元本に含めてください。第一回の割賦手数料は、この割賦元本に対して、第一回目の支払い対象期間（平成21年4月1日～平成21年6月30日）について、提案された割賦手数料の利率で算定した利息相当分とします。 なお、建中金利に適用する利率は、提案によります。
12	4	3	(2)	②	イ		割賦手数料	「応募者スプレッドは①イの応募者スプレッドと同率とする」とありますが、新築工事と解体工事の実施時期の違いや基準金利の期間が異なることから、金融機関からの提示スプレッドが両方で異なる場合も想定されます。そのため、必ずしも施設費と解体・改修費のスプレッドは一致していなくとも宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	4	3	(2)	③			維持管理業務費	「施設引き渡し後から新本館への切替完了までに業務量が変化した場合は、～業務の変化量に応じて対価の修正を行うものとする」とありますが、具体的な修正方法につきご教示ください。	対象となる業務に関して、業務量に連動して変化する変動費部分を修正の対象とする予定ですが、詳細は、別途協議とします。
14	4	3	(2)	③			維持管理業務費	維持管理業務費の支払は、平成22年4月1日以降は平準化払いとし、引渡日から同日までは平準化払いとならないとの理解で宜しいでしょうか。 また、平準化とならない部分の各回の支払額は、事業者の提案に基き決定されるという理解で宜しいでしょうか。	供用開始日から平成22年3月31日までの新旧本館の並行運用時は、維持管理業務の内容がそれ以降と異なるため、平準化払いとなりません。 後段は、ご理解のとおりです。
15	4	3	(2)	③			維持管理業務費	業務量が変動した場合は、日数計算により業務の変化量に応じて対価を修正するとありますが、これは平準化でない支払として事業者から提案された金額に対し、修正を行うという事でしょうか。 その場合、業務量の変化を算定するための根拠として、提案時に事業者側から業務量についての資料を提出する必要があるのでしょうか。	前段はご理解のとおりです。 後段は、詳細な対価の修正は契約後の別途協議としますが、様式6-11-③等に根拠の概要等を記載下さい。
16	4	3	(2)	③			維持管理業務費	「…、かつ新本館への切替完了後では各回同一の支払額とすること。」とありますが、当該費用項目の一部である“修繕費”については、後年度に費用発生が偏ることが予想されるため、当該部分のみはあくまでも事業者の提案ベースでの支払いとしていただけませんか。	新本館への切替完了後の維持管理業務費の支払いは、「修繕費」を含めて各回均等払いとしてください。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
17	4	3	(2)	③			維持管理業務費	施設引渡後から新本館への切替完了までに業務量が変化した場合は、日数計算により業務の変化量に応じて対価の修正を行うものとする、とありますが、この間の維持管理業務費は当然平準化されず、事業者が入札時に提案書に示した維持管理業務費が国から支払われるという理解でよろしいでしょうか。	No14の回答を参照ください。
18	4	3	(2)	④			その他の費用	維持管理費は平成22年4月1日まではその業務量が変化することですが、その他の費用については、量の変化がないものとして毎回均等額として算定しても宜しいでしょうか。	平成22年4月1日以降は、年4回の均等払いとしてください。供用開始日から平成22年3月31日までの支払額は事業者の提案によります。
19	5	4					入札価格及び落札価格との関係	入札時に使用する基準金利は平成18年10月24日の公表値を採用とのことですが、施設費用、解体・改修費用とも5年ものとの理解で宜しいでしょうか。また、入札用の基準金利を公表していただけませんか。	解体・改修費に係る割賦手数料の基準金利は、第1回目は3年もの、第2回、第3回目は5年ものとする予定です。また、入札用の基準金利の公表は、H18年10月24日頃にホームページにて公表します。
20	5	4					「資料-4 PFI事業費の算定及び支払方法」入札時基準金利	入札時の基準金利として「平成18年10月24日に公表される各指標」とありますが、これは施設整備費においては資料-4 P3表2における「算定に用いる基準金利のレート」欄、解体・改修工事においては資料-4 P4表3における第1回の「算定に用いる基準金利のレート」欄に記載の期間の金利スワップレートにもとづき算定することよろしいのでしょうか。	No19の回答を参照ください。
21	5	5					PFI事業費の確定	施設の引渡予定日の30日前までに確定するものとしてされておりませんが、平成26年と平成31年に金利の見直しがおこなわれるため、金額は確定しないのではないのでしょうか。見直しを行う場合の金額の確定の手順をお示しください。	施設の引渡予定日の30日前までにPFI事業費を確定し、その後、基準金利の見直し及び物価変動等によるPFI事業費の改定を本資料の規定に基づき行う予定です。
22	5	5					PFI事業費の確定	各段階において事業費を精査し、引渡予定日の30日前にPFI事業費を確定させるとありますが、本規定は事業契約後に生じた設計変更及びそれに伴う維持管理業務の変更に伴う費用の増減を、契約金額に反映させるという主旨との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	5	6	(1)				施設整備業務に係る増加費用について	「施設費相当分に組み入れた上で」とありますが、増加費用の支払い方法は、 ①割賦元本に組み入れ、割賦金額の再計算を行った上で、当初予定の割賦支払スケジュールにより支払う ②割賦元本に組み入れず、一括払いとする ③割賦元本に組み入れず、別途分割払いの支払回数・支払時期を定めて支払う のいずれかによるとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問の①又は②を想定しています。
24	5	6					増加費用が生じた場合	「事業契約書に定めるところにより、事業者が生じた追加費用を甲が～」とありますが、甲とは国との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。「甲」を「国」に修正します。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
25	6	7	(1)				基本的考え方	二行目に「建設期間中」とありますが、事業契約(案)において「建設期間」の定義が為されていません。建設期間には、解体撤去業務を含むとの理解で宜しいでしょうか。	「建設期間中」を「施設整備期間中及び解体撤去期間中」に修正します。
26	6	7	(2)	①	ア	(a)	施設費及び解体・改修費の改定	主要な工事材料価格の著しい変動とは、どの程度の変動を想定されておられますでしょうか。	現時点では、著しい変動の原因となる特別な事象を想定することは困難であり、変動幅について具体的な基準は設けていません。
27	6	7	(2)	①	ア		施設費及び解体・改修費の改定	特別な要因、急激なインフレ・デフレ等により、日本国内における価格に“著しい”変動が生じ、不相当と認めた場合は、当該費用の見直しを請求できるとありますが、その“著しい”レベルは、どの程度と想定すればよろしいでしょうか。	No26の回答を参照ください。